



## 必要な書類

漏水の修理が完了した後、次の申請書類に必要事項を記載のうえ、下記の検針担当あてに郵送またはご持参ください。書類内容に記載漏れや修繕内容等に不明な点がある場合は、再度提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。

なお、申請書類は大阪広域水道企業団のホームページでダウンロードできます。

郵送をご希望のお客さまは下記の検針担当までご連絡ください。

<修理業者で修理された場合>

減額依頼申請書

漏水修理証明書

<ご本人又はお知り合いの方等が修繕された場合>

減額依頼申請書

自己修理報告書 ※修繕箇所の写真又は材料購入領収書を添付してください。

<作成時の注意点>

消えるボールペン、修正ペン・修正テープが使用されている書類の申請は受付できません。

## 減額適用後の流れ

漏水減額が適用された後、減額後の金額でご請求させていただく場合や、すでにお支払いされた分をご返金させていただく場合があります。減額後の詳しい金額については「水道料金等減額決定通知書」をお渡ししますので、ご確認ください。

なお、減額の申請をされたにもかかわらず、減額前の金額で納付書が届いた場合や口座振替があった場合等、その他ご不明な点がございましたら、下記の検針担当までご確認くださいませますようお願いいたします。

## 漏水修理後にもご注意ください

修理後、ほかの場所からの漏水が新たに生じた場合でも、漏水減額適用後1年間は新たに漏水減額申請を受けることができません。

日頃より水回りや水道メーターを定期的にご確認いただきますようお願いいたします。

<お問合せ先>

八尾水道センター

お客さまサービス課 検針担当

〒581-0007

八尾市光南町一丁目4番30号

TEL 072-923-6304